

1. 財政の状況

【資料1】

(1) H30年度決算状況

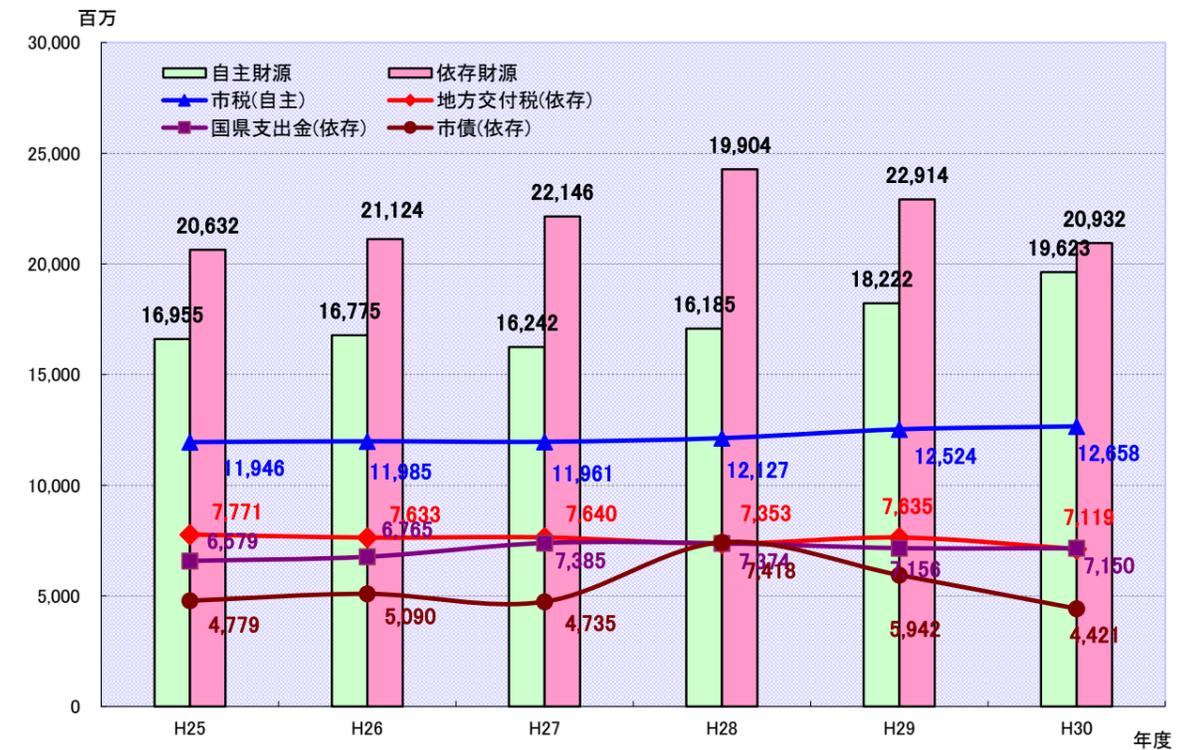
(単位：百万円 %)

【歳入の推移】	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		備考
	決算額	構成比											
自主財源	16,601	44.6	16,775	44.3	16,242	42.3	17,075	41.3	18,222	44.3	19,623	48.4	市が自主的に収入することができる財源
市税	11,946	32.1	11,985	31.6	11,961	31.2	12,127	29.3	12,524	30.4	12,658	31.2	市民税、固定資産税、軽自動車税 など
分担金及び負担金	632	1.7	649	1.7	608	1.6	633	1.5	690	1.7	688	1.7	施設の使用料や福祉に関する受益者の負担金、住民票等の発行手数料 など
使用料及び手数料	856	2.3	817	2.2	758	2.0	742	1.8	731	1.8	747	1.8	
財産収入	123	0.3	96	0.3	318	0.8	98	0.2	137	0.3	105	0.3	預金利子、市有地の貸付・売却収入 など
寄附金	6	0.0	9	0.0	6	0.0	11	0.0	455	1.1	556	1.4	一般寄付、福祉や教育などの指定寄付、ふるさと納税寄付 など
繰入金	55	0.2	191	0.5	49	0.1	945	2.3	884	2.1	1,698	4.2	基金や特別会計からの繰り入れ金
繰越金	1,468	3.9	1,517	4.0	1,019	2.7	1,054	2.6	804	2.0	1,312	3.2	前年度の繰越金
諸収入	1,515	4.1	1,511	4.0	1,523	4.0	1,465	3.5	1,997	4.9	1,859	4.6	貸付金の返済収入や学校給食費 など
依存財源	20,632	55.4	21,124	55.7	22,146	57.7	24,268	58.7	22,914	55.7	20,932	51.6	国・県の交付基準に基づき、交付されたりする財源
地方譲与税等	1,503	4.0	1,636	4.3	2,386	6.2	2,123	5.1	2,181	5.3	2,242	5.5	国が徴収した税金の一部を一定の基準で市に交付されるもので特に用途は限定されない
地方交付税	7,771	20.9	7,633	20.1	7,640	19.9	7,353	17.8	7,635	18.6	7,119	17.6	(国が徴収する税金の財源によって、市へ交付される種目が異なる)
国県支出金等	6,579	17.7	6,765	17.9	7,385	19.2	7,374	17.8	7,156	17.4	7,150	17.6	特定の目的を持った事業に国県より市に収入されるもので、補助金や委託金 など
市債	4,779	12.8	5,090	13.4	4,735	12.3	7,418	17.9	5,942	14.4	4,421	10.9	特定の目的を持った事業や交付税の不足分に充てる市の借金
歳入合計	37,233	100.0	37,899	100.0	38,388	100.0	41,343	100.0	41,136	100.0	40,555	100.0	

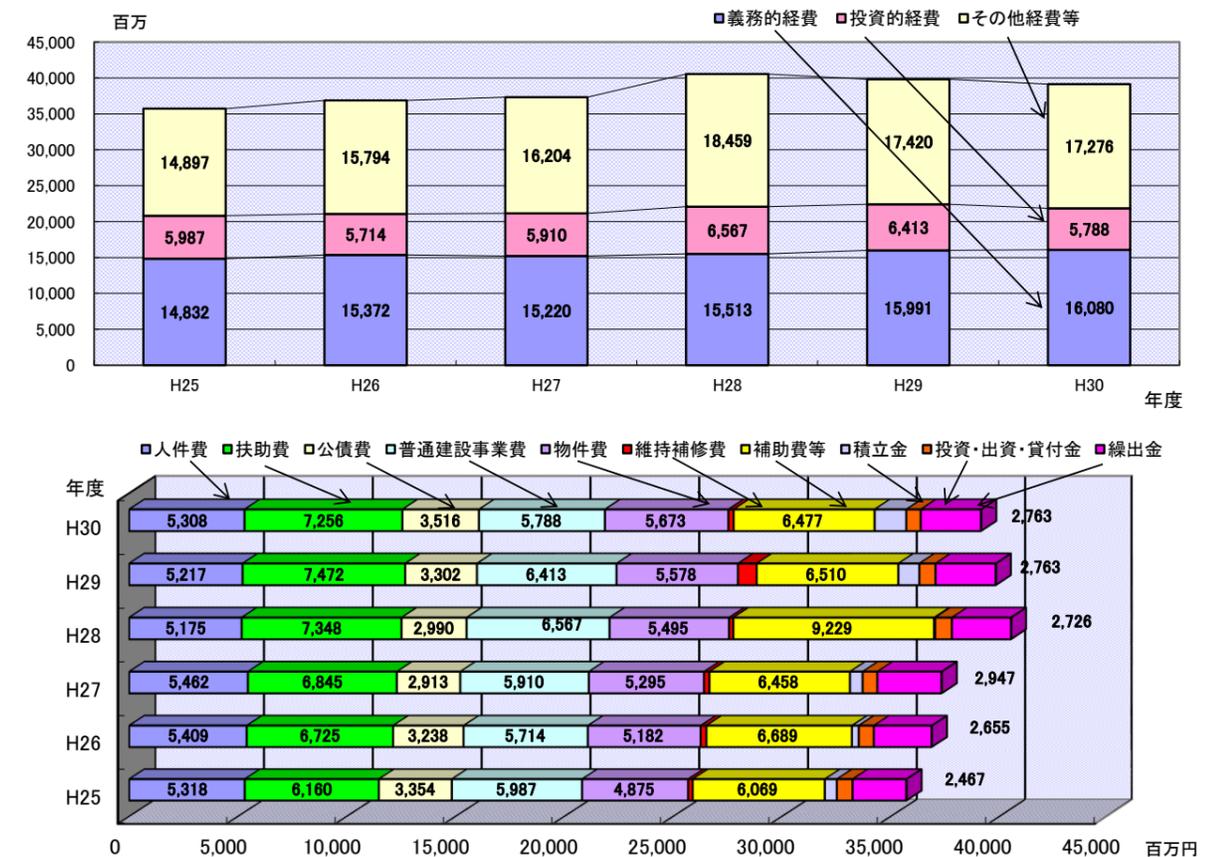
地方譲与税等： 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

国県支出金等： 国庫支出金、県支出金

自主・依存財源の推移



性質別歳出の推移



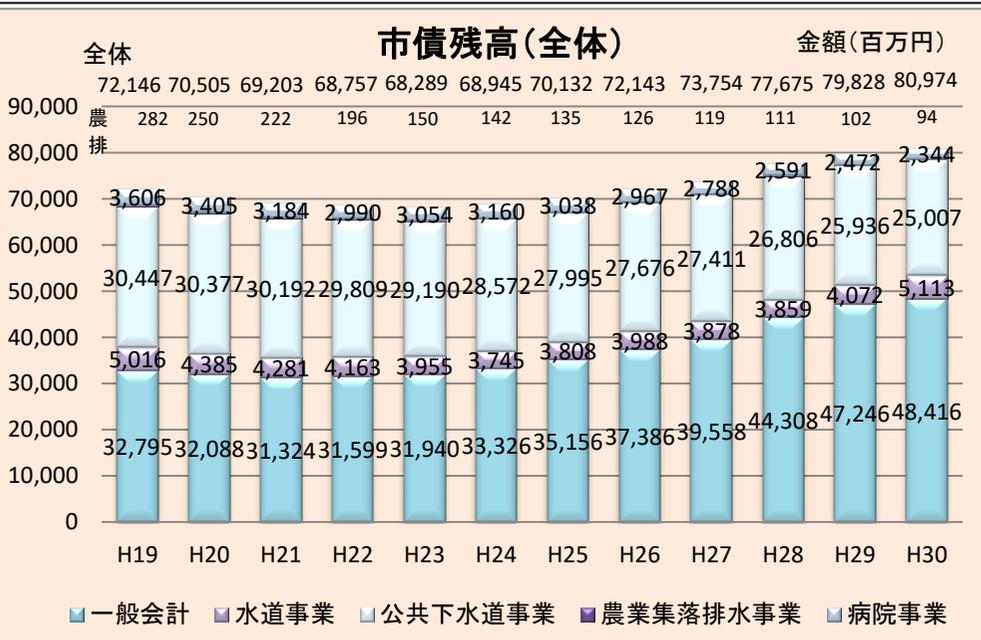
2. 坂井市の借金と貯金

借金(市債)は、道路や学校など公共施設の整備に必要な経費の財源を確保するために借り入れる資金で、返済期間は5年から長いものでは30年かけて償還します。返済に必要な資金は、将来その施設を利用する市民の皆さんからの税金などで賄われ、世代間の負担の公平を図ることができます。しかし、借金(市債)残高が増え続けると、返済に要する経費が財政を圧迫し、様々な行政サービスの提供に支障が生じてきますので、財政状況を見極めながら借入れを行っております。

一般会計では、これまで小中学校の耐震補強改修事業、幼保一元化事業、コミュニティセンターの耐震化事業を行ってきたことにより、借金(市債)残高は増加傾向にありますが、合併特例債(返済額の7割が交付税に算入される)等の有利な市債を選択することにより、後年度の財政負担の抑制を図っております

※平成30年度の主な市債事業

- ・コミュニティセンター施設整備事業
- ・道路整備事業
- ・教育施設(学校・給食センター)整備事業 等



市民一人当たり(一般会計)

H19: 34.4万円 ⇒ H30: 52.5万円 差引: 18.1万円の増

貯金(基金)は、必要とときに取崩して事業の財源等に充てるために設置される積立金です。平成22年度以降、財政調整基金の積み立てに努め、基金総額は増加しておりますが、平成28年度は、国営かんがい排水事業(第1期九頭竜川下流地区パイプライン工事: H11~H27)の工事負担金を国に支払ったことにより、減少しました。

平成30年度においては、各種施設整備事業、国体推進事業等に活用したため、前年度より減少しました。

【財政調整基金】

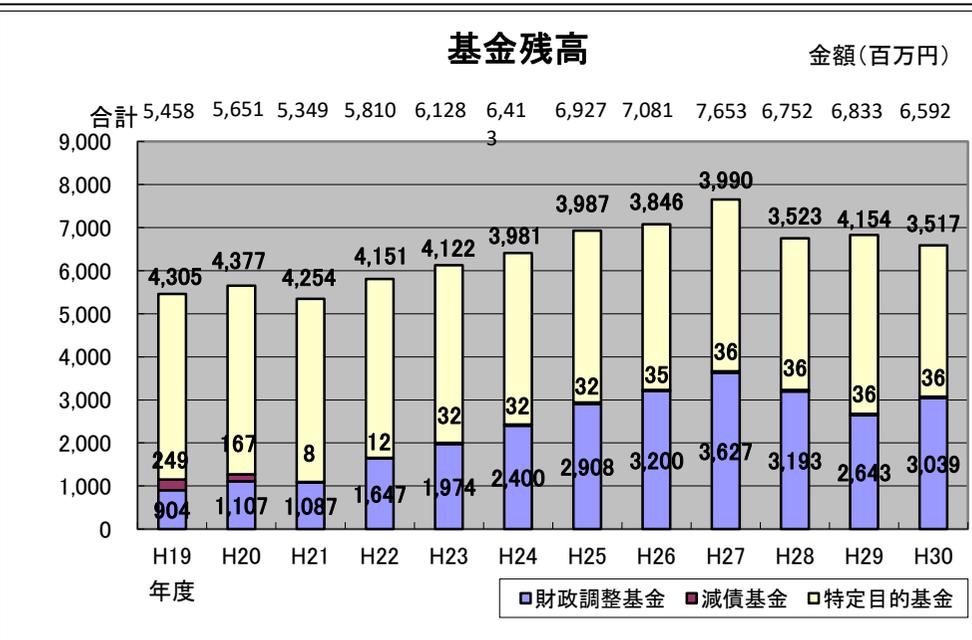
財源不足や突発的な災害などの緊急を要する経費に備えるために設置される貯金で、決算剰余金が多い時は積立し、財源不足時に取り崩すという、年度間調整的な役割を果たします。

【減債基金】

借金(市債)の返済の増加に備えるために設置される貯金で、公債費(借金返済)が他の経費を圧迫するような場合に充てます。

【特定目的基金】

福祉や施設の整備など特定の事業を実施(展開)するための貯金で、一般会計では平成30年度末の時点で、目的に応じた11の基金があります。



市民一人当たり

H19: 5.7万円 ⇒ H30: 7.2万円 差引: 1.5万円の増

3. 行政改革大綱に定めた目標数値

行政改革の目標値と現状値					第3次行政改革(H29～R3)	
	H26年度 決算の数値	H27年度 決算の数値	H28年度 決算の数値	H29年度 決算の数値	目標値	H30年度 決算の数値
将来負担比率	79.2%	72.6%	85.0%	134.7%	175%以下 ※1	79.8%
実質公債費比率	9.6%	8.2%	7.1%	6.5%	15%以下 ※2	6.4%
財政調整基金残高	32.0億円	36.3億円	31.9億円	26.4億円	22億円以上 ※3	30.4億円

※1 将来負担比率は、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性がある負担額等の現時点での残高の程度(仮に現在の坂井市の財政規模等を100とした場合の現時点での借金総額等の割合)を示します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。将来負担比率が350%を超えると、早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定する必要があります。

※2 実質公債費率は、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の程度(仮に坂井市の収入等を100とした場合の借金返済額等の割合)を示します。実質公債費率が、18%以上になると、起債発行に国の許可が必要となり、25%以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定する必要があります。

※3 財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的な視野に立って財政運営を行うための基金です。一般的に標準財政規模の10%が適正とされています。(坂井市のH30標準財政規模:221.3億円)

4. 目標値の推移と団体間比較(財政調整基金残高・実質公債費率を抜粋)

